（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「（外国人にあっては、外国人登録原票の写し）」を削る。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第十二条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号イを次のように改める。

イ　戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

（警備員等の検定等に関する規則の一部改正）

第十三条　警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号中「事項」の下に「（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を、「限る。」の下に「次条第二項において同じ。」を加え、「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第十五条第二項中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（遺失物法施行規則の一部改正）

第十四条　遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める。

第二十八条第三項第一号イを次のように改める。

イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○国家公安委員会告示第二十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針（平成二十二年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十八日　　国家公安委員会委員長　松原　仁

第８の６(1)ウ(ｳ)及びｴ(ｵ)中「、外国人登録証明書」を「、在留カード、特別永住者証明書」に改める。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社アルファファイナンシャルマネジメント
2．住所　東京都中央区日本橋兜町16―２第２大谷ビル５Ｆ（旧住所東京都中央区日本橋茅場町２―８―８）
3．代表者の氏名　代表取締役　阿部　哲也
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第774号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年６月 18 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　ジャパン・ベンチャー・パートナーズ・エルエルシー
2．住所　東京都千代田区紀尾井町３―32紀尾井町ＷＩＴＨビル４Ｆ
3．代表者の氏名　日本における代表者　野口　鉄志（旧日本における代表者　伊藤　武）
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第786号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年６月 18 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　ロングホーン・キャピタル株式会社（旧商号ジェイ・エックス・フィナンシャルグループ株式会社）
2．住所　東京都港区虎ノ門４―１―13葺手ビル５Ｆ（旧住所東京都港区赤坂２―11―13コモン赤坂５Ｆ）
3．代表者の氏名　代表取締役　小林　傑（旧代表取締役　堀口　雄飛）
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第848号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年６月 18 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の名称　林　輝太郎（林投資研究所）
2．住所　東京都練馬区中村北４―18―14（旧住所東京都豊島区南池袋３―18―36富美栄ビル502）